**政令第五十四号**

介護保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

**第一条**　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（認知症）

**第一条の二**　法第五条の二第一項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

**第二条**　健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（認知症）

**第三条の三**　法第八条第十六項の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

（老人福祉法施行令の一部改正）

**第三条**　老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条（見出しを含む。）中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改める。

**附　則**

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

# 府令

**○内閣府令第十一号**

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行及び資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第五十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次<br>［第一章～第三章　略］<br>第四章　業務（第二十一条―第四十五条の二）<br>［第五章・第六章　略］<br>附則<br>（定義）<br>**第一条**　［略］<br>２　この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「基準日」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、基準日、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。<br>３　［略］ | 目次<br>［第一章～第三章　同上］<br>第四章　情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）<br>［第五章・第六章　同上］<br>附則<br>（定義）<br>**第一条**　［同上］<br>２　この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。<br>３　［同上］ |